

徳島県告示第五百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和六年十月八日徳島県議会の議決を経た令和六年度徳島県一般会計補正予算（第二号、第三号及び第四号）及び令和六年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第一号）の要領を次のとおり公表する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）